

生徒・保護者の皆様

鳥取県社会福祉協議会の交通遺児激励金制度について

鳥取県社会福祉協議会から交通遺児の福祉向上を図るため、激励金の給付について案内がありました。

制度の概要は次のとおりです。

1 対象者

- (1) 父母（「養子縁組をした場合にあっては、養父母とする」以下同じ）又は、そのどちらかが交通事故により死亡、又は父母が重度の後遺症を存することとなった方（父母のどちらかが交通事故により死亡した後において、その配偶者が再婚した場合を除く。但し、当年度内に限り該当の取扱いとする）。
- (2) 父母が死亡した後に、その他親族等に扶養されていて、当該親族等が交通事故により死亡、又は当該親族等が身体に重度の後遺症を存することとなった方。

2 所得等

対象世帯の所得の制限はありません。

3 激励金支給基準

- (1) 当年度末に高等学校卒業予定の生徒 70,000円
- (2) 高校1・2学年の生徒 30,000円

案内チラシ

⇒ https://www.tottori-wel.or.jp/system/site/upload/live/505/atc_1631891916.pdf

4 問合せ先

鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5

TEL: 0857-59-6344

FAX: 0857-59-6341

E-mail fukushis@tottori-wel.or.jp

URL <http://www.tottori.wel.or.jp/>